

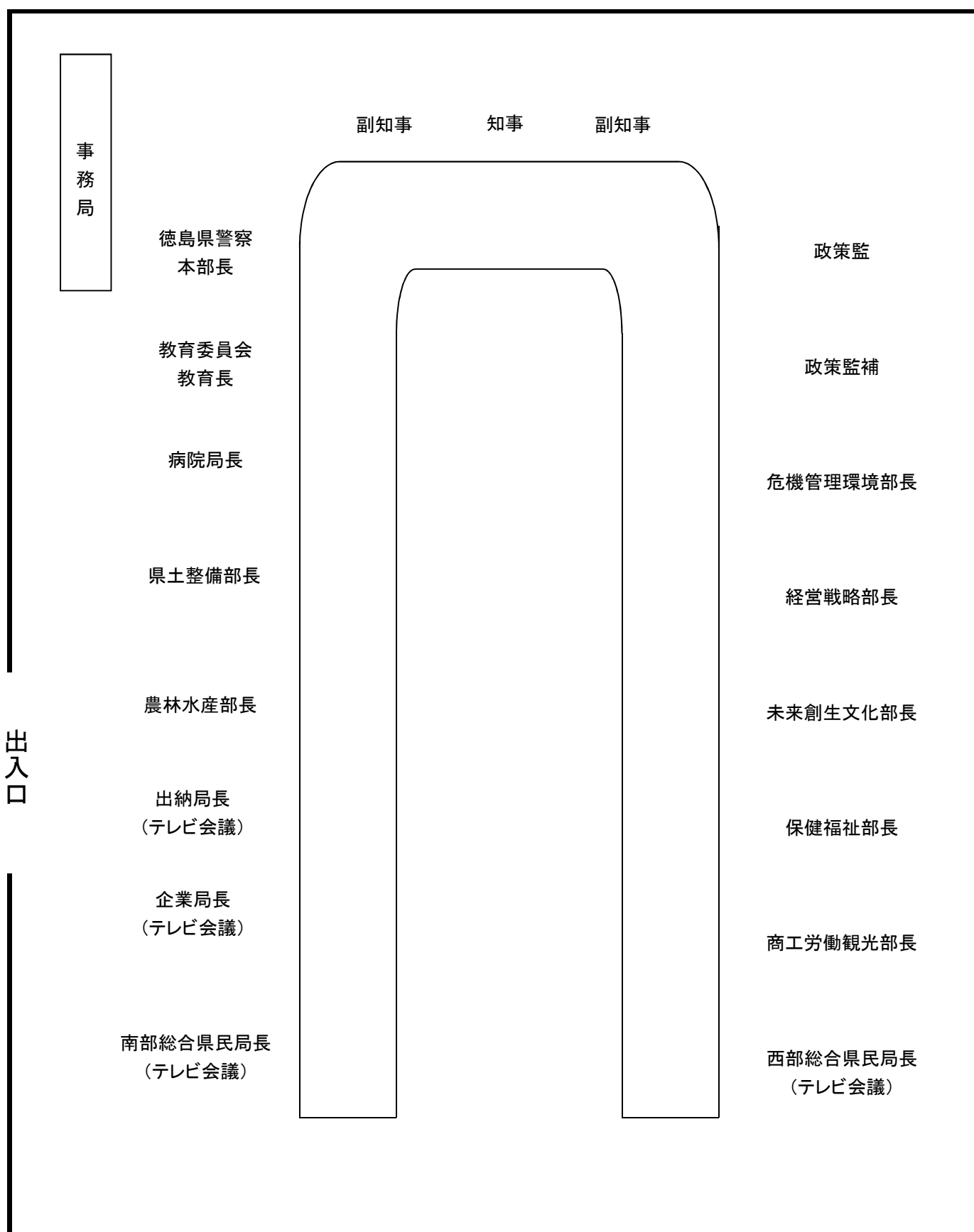
第 60 回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和 3 年 7 月 3 1 日（土）
午後 4 時 4 5 分から
場 所：県庁 3 階 特別会議室

◎協議事項

- ・「緊急事態宣言」の延長等を踏まえた本県の対応について

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図

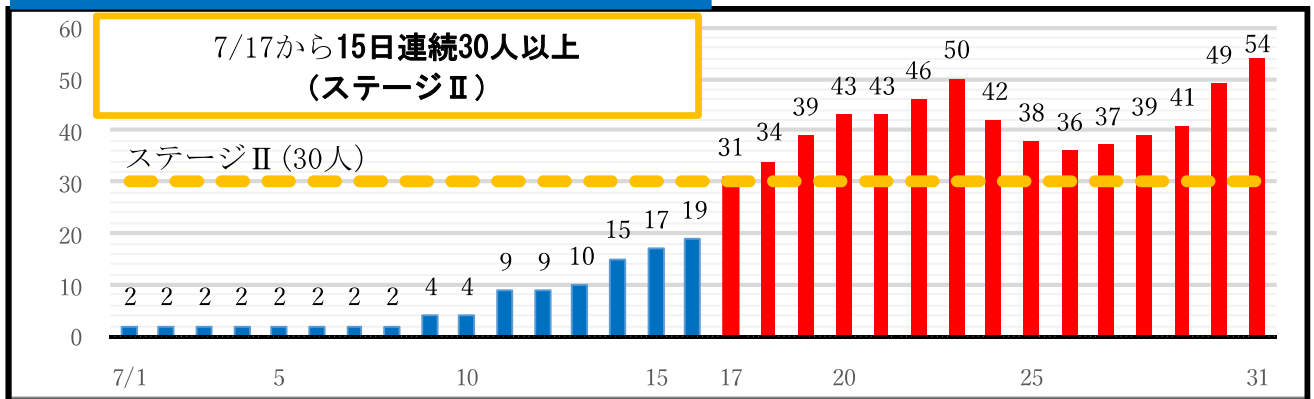


資料1

令和3年7月31日

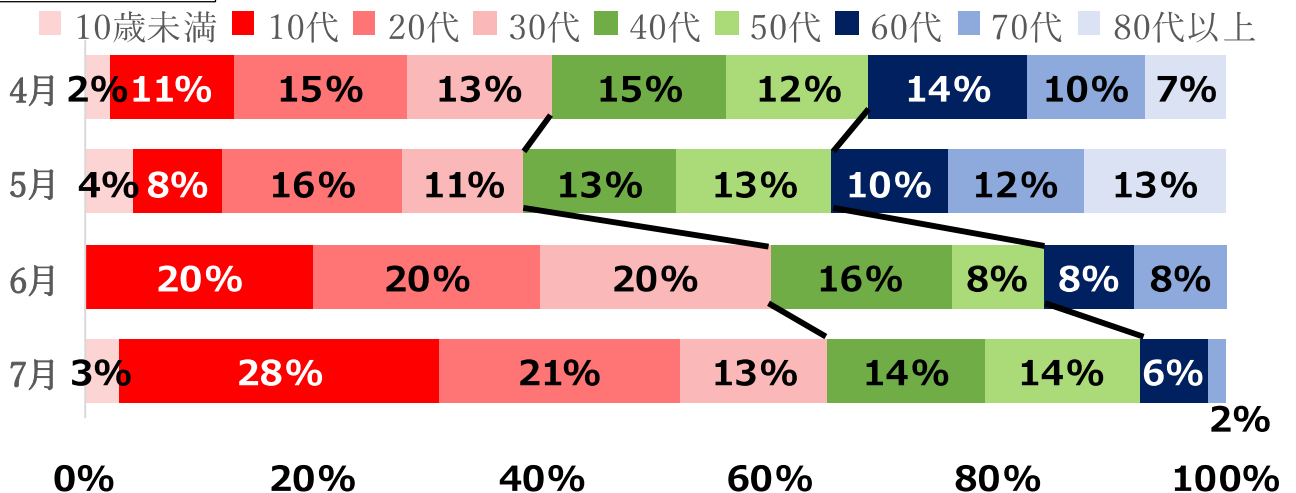
保健福祉部

○直近1週間の新規報告者数の推移



○感染状況の特徴的な傾向（7/31時点）

年代別割合



感染経路の内訳（7月）

職場	学校	家庭	その他
10	25	23	74
7.6%	18.9%	17.4%	56.1%
43.9%			

○変異株スクリーニング検査の状況（L452R 変異株）

検査日	検査件数	陽性者数	備考
6/2～7/18	79	0	
7/19～7/25	29	2	県内で初めて確認
7/26～7/29	30	5	
合計	138	7	

資料2

7/31(土)時点

○ とくしまアラートに係る指標について

感染の状況		医療提供体制の負荷				監視体制		
①直近1週間 (7/24～7/30)の 新規報告者数	②感染経路 不明割合	③病床のひっ迫具合				④療養者数	(参考) 検査件数	⑤PCR陽性率
		入院医療						
		(確保病床の使用率)	(入院率)	うち重症者用 (確保病床の使用率)	(参考) 宿泊療養施設 稼働率			
54人 うち、60歳以上 (5人)	16.7% (9/54)	29.5% (69/234)	95.8% (69/72)	4.0% (1/25)	1.1% (3/276)	72人 (入院:69人 宿泊療養:3人)	1,825件 先週の 検査件数1,709件	3.0% (54/1,825)

(参考)10万人あたり
7.42人
(54人 /72.8万人×10万人)

(参考)10万人あたり
9.89人
(72人 /72.8万人×10万人)

(参考)

(療養者数)					
72	(入院者数) 69		(宿泊療養者数) 3		
	(入院)	(調整中)	(宿泊者数)	(入所待機者)	(自宅健康観察者数)
	69	0	3	0	0

(参考)とくしまアラート発動基準

ステージ	人数	陽性率	確保病床の使用率	入院率	重症者用確保病床の使用率	PCR陽性率	検査件数	陽性率
ステージⅠ	10人以上	50%以上	—	—	—	—	—	—
ステージⅡ	30人以上		(確保病床の使用率) 20%以上	—	(確保病床の使用率) 20%以上	—	—	—
ステージⅢ	100人以上		(入院率) 40%以下	—	—	140人以上	—	5%以上
ステージⅣ	170人以上		(確保病床の使用率) 50%以上	(入院率) 25%以下	(確保病床の使用率) 50%以上	—	210人以上	10%以上

※病床のひっ迫具合、療養者数は、7月31日(土) 午前0時 現在
 ※直近1週間の新規報告者数、感染経路不明割合、検査件数、陽性率、の 基準期間は、7月24日(土) ～ 7月30日(金)
 ※陽性率は、県検査のほか、医療機関による検査結果を含み、民間検査会社による検査結果を除く。
 なお、医療機関による検査数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムより得られた情報に基づく。
 ※とくしまアラートの発動基準としては、①～⑤の指標を総合的に判断してステージを決定する。
 ※地方部においては、特に、①「直近1週間の新規報告者数」、②「感染経路不明割合」を重視する。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

令和 3 年 7 月 3 0 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和 3 年 8 月 2 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日（沖縄県については、同年 5 月 23 日、東京都については、同年 7 月 12 日、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、同年 8 月 2 日）から 8 月 31 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和3年7月30日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更し、令和3年8月2日から適用することとしたので、公示する。

記

（1）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年8月2日から8月31日までとする。ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

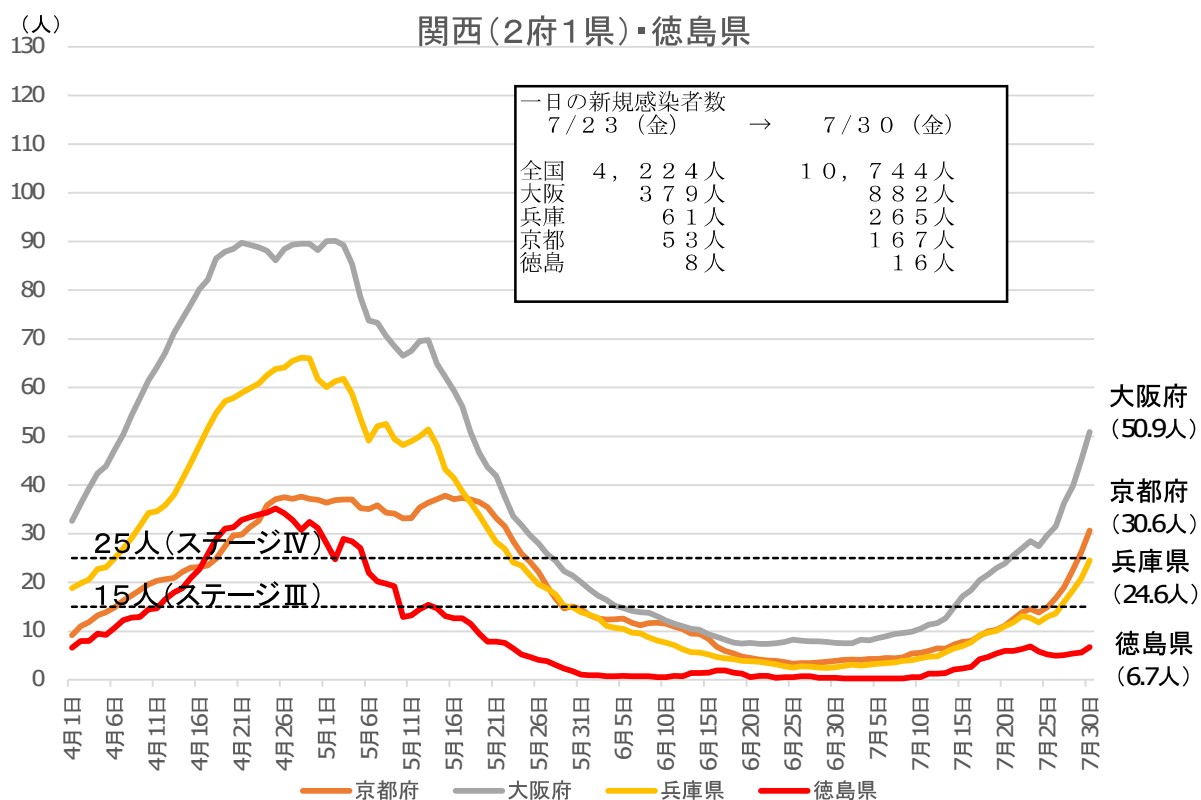
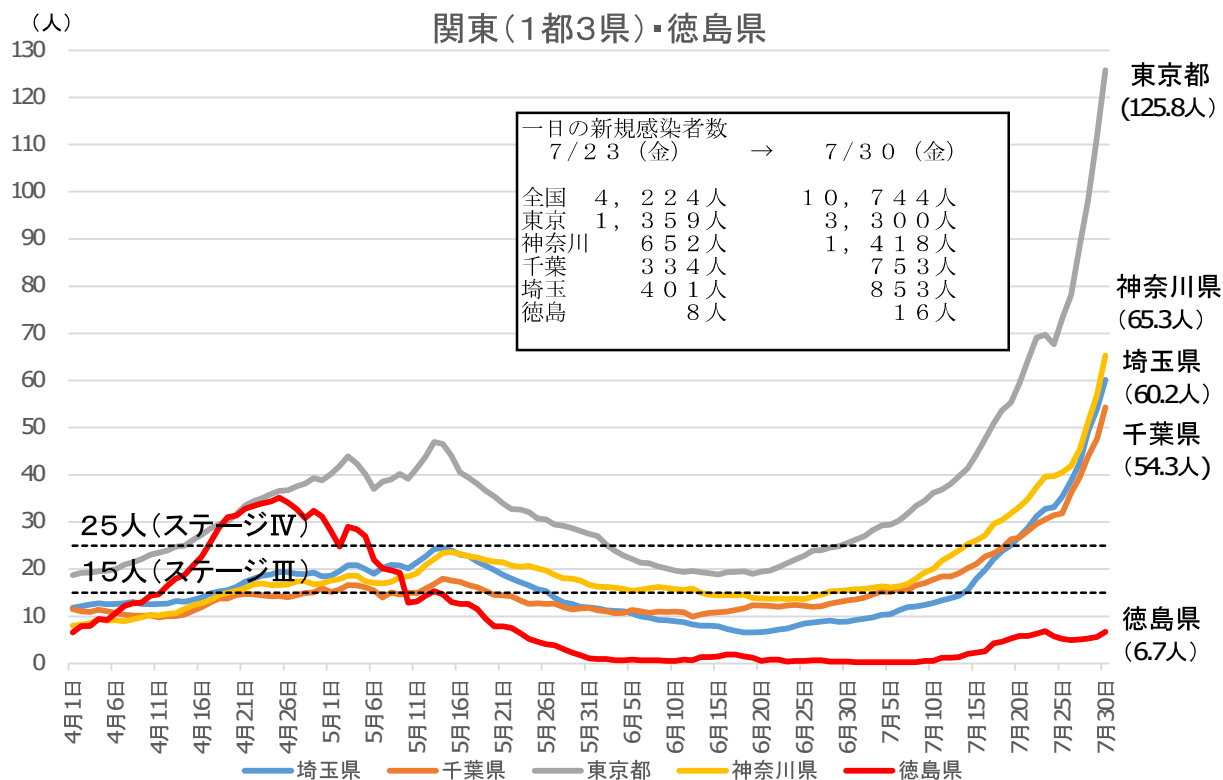
（3）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

全国の感染状況

(直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数 7/30現在)



県内「繁華街」「主要観光地」への来県者の分析(人流)について

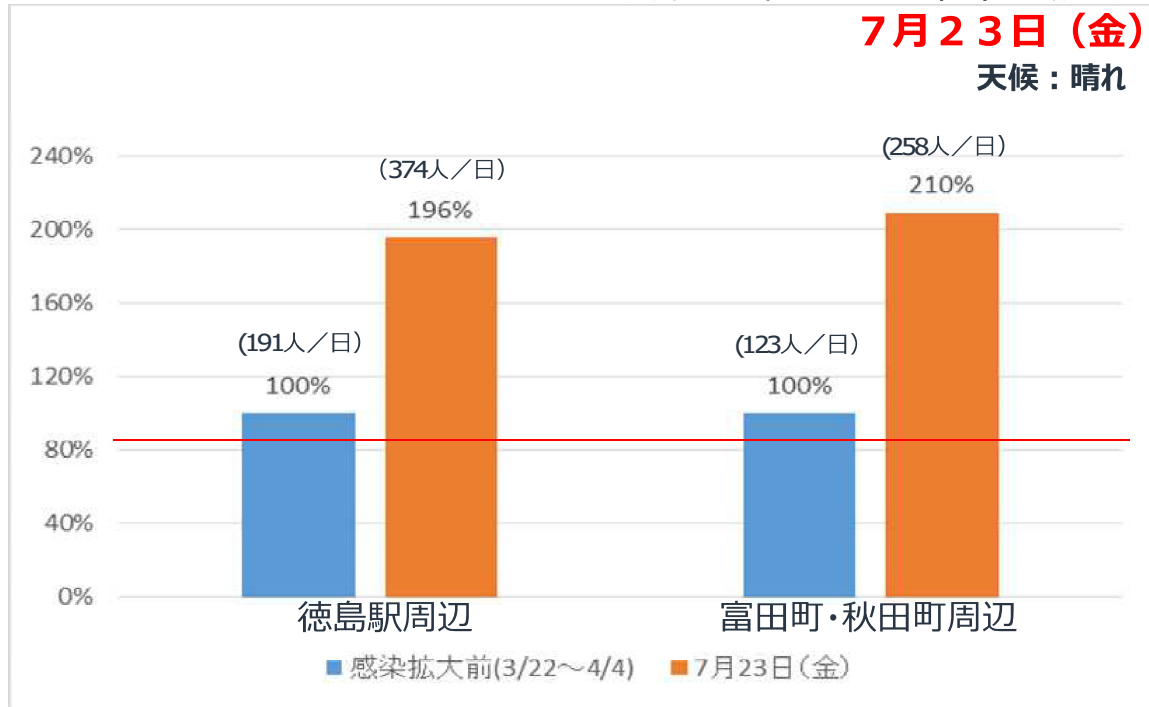
・徳島県内「繁華街」等への来県者の分析

資料5

感染拡大前との比較	徳島駅周辺	196%
	富田町・秋田町周辺	210%

京阪神3府県からの人流

※令和3年7月28日（水）時点の速報値

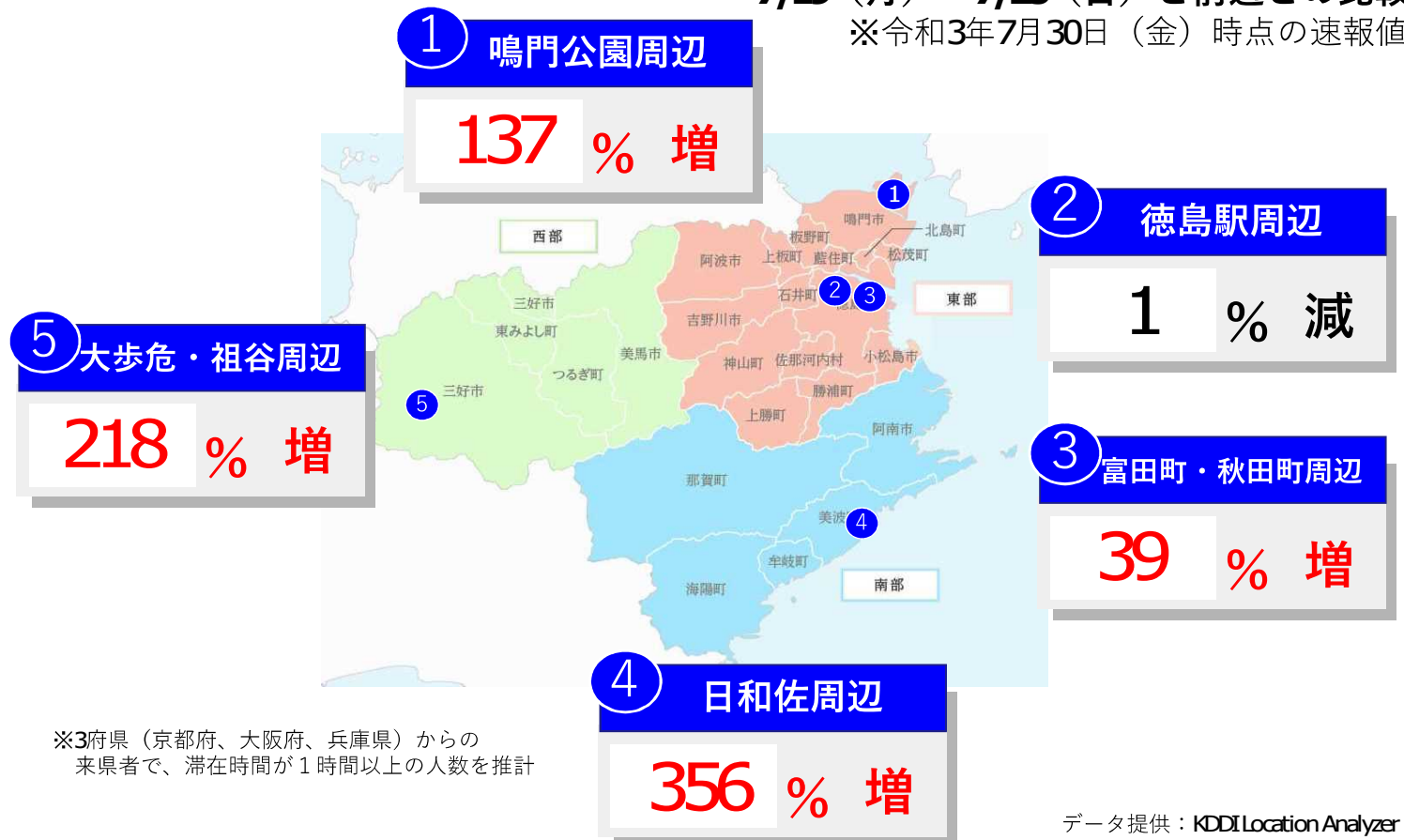


※3府県（京都府、大阪府、兵庫県）からの来県者で、18時から29時までの滞在時間が1時間以上の人数を推計

・徳島県内「主要観光地」等への来県者の分析

7/19（月）～7/25（日）と前週との比較

※令和3年7月30日（金）時点の速報値



※3府県（京都府、大阪府、兵庫県）からの来県者で、滞在時間が1時間以上の人数を推計

とくしま
アラート

感染拡大注意 漸増

ステージ
II

第5波
"早期警戒期間"

警戒レベル
強化!



第5波 8月31日まで
"警戒強化期間"

東京オリンピックは「自宅で」「普段から一緒にいる人と」テレビ等で観戦を!

1 夏休み・お盆休みには、都道府県をまたぐ移動は一層慎重に

特に以下の区域への「移動は原則中止・延期」を

緊急事態宣言対象区域

まん延防止等重点措置区域

8月31日まで

埼玉県 千葉県 東京都

神奈川県 大阪府 沖縄県

8月31日まで 各知事が指定する区域

※区域については各道府県のホームページ等で
最新の情報をご確認ください

北海道 石川県 京都府 兵庫県 福岡県

上記以外との往来についても、ご家族やご友人とも相談して慎重にご判断ください。
やむを得ない帰省の際は、県が実施する事前PCR検査をご利用ください。

2 感染力の強いデルタ株に対し、より一層の「感染防止対策の徹底」を

県民の皆様へ

- ▶ 若い方の感染が急増中! 十分なご注意を
- ▶ 3密(密閉・密集・密接)の場面はもとより「2密・1密」についても回避
- ▶ 基本的対策(マスク着用、咳エチケット、うがい)の徹底
- ▶ 飲食店・宿泊施設は、
「コロナ対策三ツ星店」を利用

★ガイドライン実践店ステッカー

★PCR 定期検査協力店ステッカー

★とくしまコロナお知らせシステム

事業者の皆様へ

- ▶ 人流抑制のためテレワークを一層推進し、出勤や出張は必要最小限に
- ▶ 飲食店でのカラオケ設備の利用自粛を
- ▶ 従業員の体調管理を徹底し、定期的な検査実施に協力を



3 「第5波・警戒強化期間」においては、以下の取組を実施します

新規実施 啓発の強化 県内主要交通ターミナル・観光スポット等における啓発
飲食店を中心とした「ガイドライン実践店」への啓発・巡回 「コロナ対策三ツ星店」の利用を推奨

範囲拡大 人流調査の強化 繁華街や主要観光地の人流調査のきめ細やかなモニタリングにより
県外からの人の流れを「見える化」※「県全域」への来県者(全国)の増減の「見える化」

期間延長 帰省される方への事前PCR検査 やむを得ず帰省される方を対象に、
事前にPCR検査を無料で実施

期間延長 PCR モニタリング定期検査 「ガイドライン実践店ステッカー」、
「とくしまコロナお知らせシステム」に登録済みの
飲食店、宿泊施設を対象に定期的なPCR検査を無料で実施

対象拡充 施設におけるクラスター対策 同じ施設で複数の感染者が発生した場合にPCR検査を実施
県外遠征や進路に係る大学訪問で県外へ往来した生徒への検査

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部